

野田市農業委員会総会会議録（第2回）

1. 野田市農業委員会会長齊藤和夫は令和7年2月7日午後1時30分、野田市農業委員会総会を野田市役所野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

〈農業委員〉

1 番 川 辺 茂	2 番 山 田 賢 一
3 番 筑 井 正	4 番 齊 藤 和 夫
5 番 石 塚 正 夫	6 番 遠 藤 一 浩
7 番 吉 岡 清 美	8 番 荒 木 大 輔
9 番 染 谷 美佐夫	10 番 宇佐見 稔 久
12 番 鳩 貝 直 子	13 番 藤 井 愛 子

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第4号 農用地利用集積計画について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小島 信明
事務局長補佐	宮本 武志
主任主事	高梨 将克
主事補	上田 和充

議長

ただいまから令和7年第2回野田市農業委員会総会を開会します。

後藤委員、所用のため、欠席です。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

—異議なしの声多数—

異議なしと認めます。

12番 鳩貝 直子 委員

13番 藤井 愛子 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第4号までとなっております。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題としますが、野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、山田委員の退席を求めます。

—山田委員退席—

ページが飛びますが、山田委員が関連する申請番号6番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 申請番号6番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、田2筆、畑5筆 合計7筆6,205平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、高齢により耕作が困難なため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第1班より説明をお願いします。

宇佐見委員 今月は1班が担当で、2月4日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号 申請番号1番から4番、議案第2号 申請番号2番から5番については吉岡委員、議案第1号 申請番号5番から7番、議案第2号 申請番号1番については筑井委員が報告します。

それでは、議案第1号 申請番号6番について筑井委員から報告をお願いします。

筑井委員 申請番号6番について報告します。

申請地は田2筆、畑5筆で、保全管理された農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第1号申請番号6番について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号申請番号6番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—山田委員復席—

議長 最初に戻りまして、申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、畑5筆で 合計3,286平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、高齢と病気の後遺症により畑を維持することが難しいため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号 1 番について報告します。

申請地は畑 5 筆で、保全管理された農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 2 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 297 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は高齢により農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は新規就農のためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号 2 番について報告します。

申請地は畑 1 筆で、保全管理されている農地でした。

事務局から説明があったとおり新規就農ということでしたが、事務局で聞き取りをしたところ、譲受人は今まで農業の経験がないものの、家庭菜園に興味を持ち、手頃な農地を知人である譲渡人から譲っていただくこととなったそうです。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、新規就農者ではありますが、総合的に見て、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 3 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 3 番についてご説明いたします。

申請地は、田 1 筆で 1,083 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号3番について報告します。

申請地は田1筆で、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で574平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、新規就農のためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号4番について報告します。

申請地は畑1筆で、保全管理されている農地でした。

事務局から説明があったとおり、譲受人は新規就農ということですが、家庭菜園ができる居宅を探していたところ、今回、居宅と合わせて農地が購入できる物件を見つけたとのこと。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、新規就農者ではありますが、総合的に見て、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 続きまして、申請番号5番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号5番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、畑2筆で769平方メートルとなっております。権利の内容は使用貸借権設定です。

申請理由につきましては、譲渡人は、譲受人からの要望のため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

筑井委員 申請番号 5 番について報告します。

申請地は畑 2 筆で、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 7 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 7 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 373 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、高齢により耕作が難しいため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

筑井委員 申請番号 7 番について報告します。

申請地は畑 1 筆で、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第 1 号申請番号 6 番を除いて事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号申請番号6番を除いて、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第2号「農地法第5条の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 申請番号1番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は、畑2筆で898平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

筑井委員 申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます

当該地の現況は、雑木が生えているほどの荒れた農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を鉄フェンス及びロープ柵で囲う計画となっています。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1番から5番まですべての案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は、許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは議案第2号申請番号1番の、その他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、通帳の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については該当しないことを確認しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で505平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による貸資材置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている状況でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、隣接地に申請人の既存資材置場もあり、その資材置場と合わせて周囲をブロックフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は畑5筆で合計3,759.56平方メートルの内、2,525.51平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による仮設駐車場用地の一時転用です。
以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は素掘りで側溝を外周に施行し、一時転用ということから砂利敷きではなく鉄板を敷く予定となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号4番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、畑3筆4,308平方メートルの内、1,775平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃貸借権設定による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている状況でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は砂利敷きのため敷地内浸透となります。

周辺農地への被害防除対策は、周辺に農地はなく、今回の申請地番については、令和4年に一部車両置場用地として許可済みであり、今回はその残地部分の申請となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号5番についてご説明いたします。

申請地は、田3筆1,985平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場用地です。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号5番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑木が生えているほどの荒れた農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周辺に農地がなく、左右に既存の資材置場があることから、特に囲い等の計画はありません。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第2号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 申請番号1番についてご説明いたします。

5 ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和 45 年頃から宅地として利用し、現在に至っております。

昭和 45 年撮影の航空写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま 20 年以上経過しており、かつ、この間、農地法第 51 条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 申請番号 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 2 番についてご説明いたします。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和 11 年頃から宅地として利用し、現在に至っております。

平成 14 年撮影の航空写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま 20 年以上経過しており、かつ、この間、農地法第 51 条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいま議案第 3 号について事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 3 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第 4 号「農用地利用集積計画について」を議題としますが野田市農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づき、山田委員の退席を求めます。

—山田委員退席—

それでは、山田委員の関係する案件から事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

野田市長より令和7年1月23日付けで、令和6年度第10次農用地利用集積計画について、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

17ページ35番から18ページ45番までをご覧ください。

小山互助代替地でございますが、1年の賃借権設定が田11筆合計12,848平方メートルとなっております。

以上です。

議長 ただいま議案第4号17ページ35番から18ページ45番までの事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号17ページ35番から18ページ45番までについて採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—山田委員復席—

議長 続いて、野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、染谷委員の退席を求めます。

—染谷委員退席—

それでは、染谷委員の関係する案件について事務局の説明を求めます。

事務局 19ページ57番から60番までをご覧ください。

小山互助代替地でございますが、1年の賃借権設定が田4筆合計10,519平方メートルとなって

おります。
以上です。

議長 ただいま議案第4号19ページ57番から60番までの事務局の説明が終わりました。
質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号19ページ57番から60番までについて採決します。
本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—染谷委員復席—

議長 それでは、議案第4号について、山田委員、染谷委員の関連する案件以外について、事務局の説明を求めます。

事務局 7ページ、8ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございますが、おおむね3年から10年の賃借権及び使用貸借権設定が田8筆 畑28筆 合計36筆37,603平方メートルとなっております。

次に9ページから15ページをご覧ください。

目吹互助代替地になりますが、1年の賃借権設定が、田210筆 合計364,024平方メートルとなっております。

次に、16ページから19ページをご覧ください。

小山互助代替地になります。先に採決した案件以外になりますが、1年の賃借権設定が田47筆 合計108,100平方メートルとなっております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

先に採決した案件以外のものになりますが、質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号 先に採決した案件以外のものについて採決します。
本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 報告事項に移ります。

「報告第1号から第5号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号から報告第5号についてご説明いたします。

報告事項の1ページから5ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の権利移動の届出は、9件受理しております。

次に6ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、4件受理しております。

次に7ページから13ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、19件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に14ページから18ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について、2件提出がありました。

次に19ページをご覧ください。

報告第5号 農地法第18条の規定による合意解約について、1件提出がありました。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

議長 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。

(午後 2時 30分)